

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所
整備運営事業

要求水準書

令和8年1月5日

鳥取市

目次

第1 総則.....	4
第2 事業内容等に関する事項.....	4
1 事業名称.....	4
2 事業の対象となる公共施設等の名称.....	4
3 事業の目的.....	4
4 本事業の業務内容.....	4
5 事業方式.....	5
6 事業期間.....	5
7 事業スケジュール.....	6
8 事業者の収入.....	6
9 本事業における費用負担.....	6
第3 本事業における要求水準.....	7
1 遵守すべき法制度等.....	7
2 環境対策.....	8
3 官公庁及び電力会社等への手続き	8
4 その他.....	8
第4 本施設の設計・建設業務.....	9
1 基本方針.....	9
2 事業の立地.....	9
3 事前調査.....	9
4 最大出力.....	9
5 土木・建築.....	9
6 設計及び施工.....	9
7 竣工検査.....	10
8 提出書類.....	10
第5 運営維持業務.....	11
1 業務内容.....	11
2 運営維持の体制.....	11
3 非常時の対応.....	11
4 地域住民対応.....	11
5 提出書類.....	11

用語の定義

市	鳥取市をいう。
本事業	鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業をいう。
本施設	本事業における事業区域内の建築物、設備などの全てをいう。 本事業における公共施設として位置づけるものとする。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
募集要項等	PFI法に基づき、特定事業として選定した本事業の公募及び公募型プロポーザルによる事業者の選定にあたり市が公表する書類をいう。
維持管理	建築物や設備などの維持保全にかかる諸行為ならびにその諸行為を実施するための諸管理業務をいう。
点検	本施設の部分について、劣化、損傷、変形、腐食、異臭、その他の異常の調査を行い、本施設の性能・機能を要求水準に規定する水準に保つために必要な処置（保守、修繕、更新、大規模修繕）を判断すること及び、建築物等の機能状態や減耗の程度等を予め定めた手順により調べることをいう。
保守	点検の結果に基づき定期的若しくは不定期に行う軽微な作業をいう。
修繕	点検の結果に基づき要求水準に規定する状態まで回復させる作業をいう。
更新	点検の結果に基づき要求水準に満たない部位、部材、機器、備品及び消耗品などを新しい物に取り替える作業をいう。
保全	建築物（設備を含む。）及び外部施設等の対象物の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすること。
運転・監視	設備機器を稼動させ、その状況を監視すること及び制御すること。

第1 総則

本要求水準書は、市が、本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、応募者を対象に公表する「募集要項」と一体のものである。また、本事業における設計・建設、維持管理、運営の各業務について、市が事業者に要求する水準を示すことを目的としており、応募者が業務の内容に関して提案を行うに当たって具体的な指針となるものである。

第2 事業内容等に関する事項

1 事業名称

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業（以下「本事業」という。）

2 事業の対象となる公共施設等の名称

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所（以下「本施設」という。）

3 事業の目的

千代川水系佐治川において小水力発電設備を整備するものであり、地域の豊かな自然資源を活用して発電した電力を地域で自家消費するエネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの導入推進、脱炭素社会実現への貢献、災害時の非常用電源確保等を通じて地域振興を図るものである。

本事業の実施に当たっては、市は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することとしており、施設の設計、建設、運営及び維持管理を一体的に行うことにより、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした、適切な施設計画や事業計画によって、この施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。

また、事業期間全体を通して、民間の技術的・経営的能力を活用することで、効果的・効率的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。

4 本事業の業務内容

本事業として事業者が実施する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本施設の設計・建設業務事業者は、市と事業者が結ぶ事業契約（以下「契約」という。）に基づき、発電設備の設計、施工、工事監理を行うものとする。設計及び建

設等に必要となる、申請、解体撤去、設計、建設工事等、必要となる一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

(2) 運営維持業務

事業者は、本施設の運営維持業務として、以下の業務を実施する。

- ・巡回及び点検
- ・測定及び調査
- ・運用
- ・記録
- ・運転制御
- ・設備の保護・修繕・保全
- ・緊急時対応、災害対応
- ・その他施設の運営維持に必要な業務

(3) 地域還元事業に係る業務

事業者は、市の地域に貢献する事業（以下「地域還元事業」という。）を実施するものとする。地域還元事業の内容については、事業者の創意工夫に委ねるものとし、その具体的な内容（事業者が得る収益の一定割合を金銭にて市に対して支払うものでもよい。）を提案書に記載するものとする。

(4) 原状回復業務

事業者は、事業契約期間終了後、本施設の設備の撤去を含む原状回復工事を行うものとする。

5 事業方式

PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、市から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施するBOO（Build-Own-Operate）方式により行う。

6 事業期間

事業契約締結から令和31（2049）年3月31日までとする。ただし、本施設の建設作業が合理的な理由で遅延した場合には、市が事業契約期間を本施設供用開始から20年までとすることがある。

7 事業スケジュール

事業スケジュールは以下を予定している。

日程	内容
令和 8 (2026) 年 3 月	事業者との事業契約締結
令和 11 (2029) 年 4 月	事業者による本施設供用開始
令和 31 (2049) 年 3 月末	本施設の供用終了 原状回復

8 事業者の収入

事業者は、水力発電に係る売電収入のうち、本事業実施より生じた費用を除く収益を收受できるものとする。

9 本事業における費用負担

事業者は、事業契約書等に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。

第3 本事業における要求水準

1 遵守すべき法制度等

(1) 関連法令

- 事業実施にあたり、以下の最新版の関係法令を遵守すること。
- ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
 - イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
 - ウ 電気事業法
 - エ 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - オ 国有財産法
 - カ 地方自治法
 - キ 水道法
 - ク 水質汚濁防止法
 - ケ 建築基準法
 - コ 道路法
 - サ 環境基本法
 - シ 騒音規制法
 - ス 振動規制法
 - セ 消防関係法規
 - ソ 労働基準法
 - タ 労働安全衛生法
 - チ その他関係法令・条例・施行規則等

(2) 設計・建設業務における基準・規格

設計・建設業務にあたり、以下の最新版の基準・規格について準拠すること。

- ア 日本工業規格（JIS）
- イ 日本電機工業会標準規格（JEM）
- ウ 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- エ 日本電気技術規格委員会規格（JESC）
- オ 系統連系規定（JEAC）
- カ コンクリート標準示方書（土木学会）
- キ その他関連基準・規格等

(3) 設計・建築業務における仕様書

設計・建設業務にあたり、以下の最新版の仕様書について準拠すること。

- ア 共通仕様書（鳥取県国土整備部）
- イ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省）
- ウ 建築工事標準詳細図（国土交通省）
- エ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省）
- オ その他関連仕様書等

2 環境対策

（1）環境への配慮

本事業の実施にあたっては、関連法令を遵守し、環境に配慮した計画の立案・実施に努めること。

（2）景観等への配慮

本事業の実施にあたっては、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、周辺住民の生活環境への配慮に努めること。

（3）騒音、振動対策

本事業の実施にあたっては、「鳥取県公害防止条例」等の関連法令を遵守し、周辺住民の生活環境を損ねることのないようにすること。

3 官公庁及び電力会社等への手続

事業者は本事業の実施にあたり、関係官庁及びその他の関係機関への届出等を事業者の責任と費用負担において法令、条例の定めにより実施しなければならない。

4 その他

本施設建設予定地の流域の漁業協同組合と工事の実施時期の調整等について、協議すること。

第4 本施設の設計・建設業務

1 基本方針

市が提示する参考資料をもとに、要求水準を満足する施設を建設すること。

2 事業の立地

水系・河川名

千代川水系佐治川（鳥取市佐治町大井地内）

3 事前調査

事業者は、必要に応じて自らの責任及び費用において、本事業に必要な測量調査、地質調査等を実施すること。なお、調査を実施する場合は市に事前連絡すること。

4 最大出力

最大出力 200kW 以上

5 土木・建築

- (1) 土木、建築構造物の基礎については、敷地や地盤の状況を十分に把握した上で、安全かつ経済性に考慮した計画を行うこと。
- (2) 機器荷重、振動、機械基礎荷重を考慮し、構造計画を行うこと。

6 設計及び施工

- (1) 事業者は、施工計画を策定し、市の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、常に適切な工事監理を行うことで、地域住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (3) 濁水対策を適切に行うこと。
- (4) 事業者は、工事関係車両、作業車両等の通行にあたり、住民等の社会生活及び経済活動に支障をきたさないよう、適切な交通安全対策を講じること。
- (5) 事業者は、万が一事故が発生した場合は速やかに対応するとともに市に報告すること。
- (6) 事業者は、工事の施工に伴い発生した事故等による第三者への損害及び補償費等は、事業者の負担において解決に努めること。
- (7) 事業者は、自らの負担により、必要と考えられる保険に加入すること。

(8) 施工に必要な電源、上水、トイレは用意すること。

7 竣工検査

- (1) 事業者は、設計・建設業務の完了時に竣工検査を行い、市による完成検査を受けること。
- (2) 事業者は、設置した機械設備及び電気・計装設備について試運転を行い、個々の設備及び施設全体としての性能及び機能を確認すること。

8 提出書類

事業者は、本施設の建設に当たり、施工計画等を作成し、建設前に市に提出して承諾を受けること。

また、設計・建設業務の完了時には工事完了届（添付書類を含む）等を提出すること。

第5 運営維持業務

1 業務内容

事業者の運営維持業務は、本事業で設置する本施設の巡視及び点検、運転制御、設備の保護・修繕・保全等（「第2－4－（2）運営維持業務」参照）とする。

2 運営維持の体制

事業者は、本施設供用開始後の円滑な事業の実施を確保するため、運営維持業務の遂行体制に必要な人員を確保すること。

3 非常時の対応

- (1) 事業者は、故障等により施設の機能が停止した場合あるいは災害や事故が発生した場合においては応急措置を講じ被害を最小限に抑え、速やかに本格復旧できるようすること。
- (2) 事業者は、何らかの原因で本施設が通常の機能を損ない、運転に支障を来すおそれのある場合には、速やかに市へ連絡すること。

4 地域住民対応

- (1) 事業者は、常に適切な運営を行うことで、地域住民の信頼と理解、協力を得ること。
- (2) 事業者は、地域住民から苦情、要望等が寄せられた場合には、適切な一次対応をとるとともに速やかに市へ報告すること。

5 提出書類

(1) 運営維持業務計画書

事業者は、本業務を実施するにあたって、供用開始前に維持管理・運営内容を網羅した業務計画書を作成し、市へ提出すること。

(2) 運営維持業務実施報告書（四半期報・年報）

事業者は、運転及び点検等のデータを整理し、報告書として取りまとめ、市へ報告すること。また、報告書作成にあたっては、四半期毎に提出する四半期報、及び年に一度提出する年報を用意すること。ただし、事業者は、市の求めに応じ運営維持業務実施報告書を隨時提出できるよう用意することとする。